

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見(令和元年11月28日)は、次のとおりである。

経済産業省

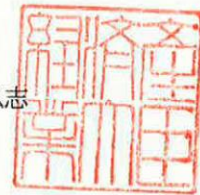
20190905保第2号

令和元年11月28日

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年9月5日付けをもって送付のあった「(仮称) 国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る協議・調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手續中であることから、本事業とこれら手續中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在することから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ及びコウノトリの生息が確認されているほか、想定区域の周辺には国内希少種に指定されているイヌワシの生息も確認されている。また、想定区域及びその周辺は、ハチクマ等の猛禽類及びガンカモ類等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る協議・調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。</p> <p>また、対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、他事業者と事業計画に係る協議・調整等に努め、適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施いたします。</p> <p>また、対象事業実施区域並びに風力発電設備等の配置等の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。</p>
<p>(2) 累積的な影響</p> <p>想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手續中であることから、本事業とこれら手續中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討いたします。</p>
<p>(3) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを検討いたします。</p>
<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。</p>

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居等が存在することから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(3) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ及びコウノトリの生息が確認されているほか、想定区域の周辺には国内希少種に指定されているイヌワシの生息も確認されている。また、想定区域及びその周辺は、ハチクマ等の猛禽類及びガンカモ類等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の検討の経緯及び内容につきましては、方法書以降の図書に適切に記載いたします。</p>

このページに記載した内容は、環境影響評価方法書のものである。